

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外

被告 国

2016 年(平成 28 年)7 月 18 日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 平 山 博 久

原告ら第 2 準備書面の骨子

第 1 はじめに

原告らが第 2 準備書面で述べていることは、長崎県が石木ダムを建設するという「結論ありき」の方針に基づいて、客観的事実を歪めて事業認定申請をしていること、更に、そのような手法を採らなければ治水面における形式的必要性すら作り出すことができなかつた、ということです。

本書面ではそれらのことを、大きく分けて三つの面から明らかにしています。

一つ目は、1 / 1 0 0 の計画規模を導くまでに二重の数値操作がなされ、計画規模も変遷しているという点、二つ目は基本高水流量の計算過程の根拠となるデータや計算手順が明らかにされていない上、技術基準上、必要とされている生起確率について検証がなされていないという点、三つ目は、計画河道にて石木ダムがなくとも野々川ダムで調整した後の 1 3 2 0 立方メートル / 秒を流下させることができるとの客観的事実が存在し、また、実質的な代替案の検証がなされていないという点です。

第 2 計画規模が異常値であること

1 まず、国土交通省河川砂防技術基準において全国的バランスが求められる計画規模の一般的・全国的評価基準によれば、川棚川はせいぜい1/10～1/50に過ぎません。

2 では、なぜ長崎県は計画規模を1/100とすることができたのでしょうか。
それは、長崎県が石木ダムありきの方針に基づいて、ダムの必要性を作出するために全国的な評価基準から大きくかけ離れた評価基準を用いたからです。

3 以上に加えて、平成17年に実施された想定氾濫面積の計算においては、なんと昭和50年当時の川棚川の河道状況データが用いられています。

なぜ最新の河道状況データではなく、約30年も前の昭和50年当時の数値を用いたのでしょうか。

それは、最新の河道状況データに基づいた想定氾濫面積計算を行った場合、たとえ長崎県の異常な評価基準を用いたとしても、1/100という計画規模を導くことができなかつたためです。

4 このように長崎県は1/100という数値を導くために、全国的な基準とは大きくかけ離れた評価基準を用いると同時に、その基礎データも敢えて過去のものを利用しているのです。加えて、石木ダムが検討されるより前の昭和33年当時における川棚川の計画規模は1/30でした。

以上の通り、長崎県が、石木ダムありきの方針に基づいて、計画規模を1/100にするよう恣意的に数字を操作したことは明らかなのです。

第3 計画高水流量も異常値であること

1 次に、計画高水流量の計算についても、被告はどのように算出したかの手順について主張するにとどまり、具体的な計算根拠となるデータ及び計算数式については何ら具体的に明らかにしていませんし、原告らの主張に対する具体的な反論もしていません。

それは、基本高水流量1400立方メートル/秒という数値が実績値とのかい

離が著しい、不合理な数値であることを被告自身が認めているものに他なりません。

- 2 また、国土交通省河川砂防技術基準においては、対象降雨を引き伸ばした結果、降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合には、当該降雨パターンの引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却（除外）するとされています。

しかし、長崎県は、かかる技術基準に違反して、降雨強度の超過確率について検討しておらず、または、その結果を無視しています。

このようにして、長崎県は、およそ現実的に発生し得ない異常に大きい基本高水流量を作出するに至ったのです。

- 3 以上の通り、この計画高水流量の計算においても、計画規模の計算と同様、長崎県が石木ダムありきの方針に基づいて数字合わせをしたものに過ぎず、客観的・合理的な数値を歪めたものであることは明らかなのです。

第4 石木ダムに効果がなく、実質的には代替案の検討もなされていないこと

- 1 また、準備書面2で詳しく論述した通り、予定通りの河川整備計画が実施されれば、石木ダムがなくとも野々川ダムで調整した後の1320立方メートル/秒を流下させることが可能です。

そして法令上、堤防余裕高は必要とされておらず、仮に堤防余裕高を確保するとしても極めて限られた区間の堤防嵩上げや河床掘削で対応することができます。

このように、石木ダムがなくとも基本高水流量に対応することができるわけですから、本来的に石木ダムは不要であることが明らかなのです。

- 2 次に、過去の洪水をダムの必要性の根拠に挙げるのであれば、その主たる原因が何であるのか、考え得るその他の要因として何があるのか、複数の要因があった場合にどのように影響しあったのか、について客観的に検証される必要があります。

しかし、本件では一切のその検証がなされておられません。

本来なされるべき検証をすれば、先に述べたように、基本高水流量を流下させるために石木ダム自体が本来的に不要であり、且つ、内水氾濫・支流氾濫に対する効果も皆無であることが明らかとなってしまいます。

そこで、長崎県は、石木ダムありきの方針に基づき、この検証を敢えてしなかったのです。

3 代替案についても同じく、石木ダムありきの方針に基づいた検討しかなされておられません。

すなわち、本来検討すべき、堤防嵩上げ・河道掘削を代替案から敢えて除外し、同時に代替案の工事規模を過大にし、且つ、コストも過大に積み重ねるなどして、客観的事実を歪め、石木ダム優位の結論を導いているのです。

第5 最後に

以上述べましたように、長崎県は石木ダムありきの方針に基づいて客観的事実を歪めており、且つ、そうすることでしか石木ダムの形式的必要性を取り繕うことができなかつたのです。

客観的事実を無視して、事業ありきの数字合わせをした事業認定申請、及び、その認可が現行憲法下で認められるはずがありません。

本事業は速やかに廃止されるべきです。

以 上